

久留米朝倉地区・県市町村合同公売会

県税事務所や久留米朝倉地区の市町村が地方税の滞納処分により差し押さえた財産（物件）を公売します。

◇日 時 11月24日（土）9時30分開場 10時入札開始

◇場 所 うきは市民センター（図書館）3階
（うきは市浮羽町朝田 582 番地 1）

◇内 容 県税事務所、久留米・朝倉地区の市町村合同による公売会

（出品物） 美術品・家電品・日用品など

（公売方法） 入札・せり売り

（必要なもの） 購入代金・身分証明書（運転免許証など）・印鑑・委任状（代理人の場合）

※うきは市ホームページに、出品物の詳しい内容を掲載しています。



▲過去に行われた合同公売会の様子

●問合せ 徴収対策室徴収対策係 Tel 75-4977

久留米税務署からのお知らせ

①平成 30 年 7 月豪雨で被害を受けられた皆さまへ

災害により国税の申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、次のような期限の延長や納税の猶予などができる場合があります。

- （1）申告、納付などの期限延長（国税通則法第 11 条）
- （2）納税の猶予（国税通則法第 46 条）
- （3）予定納税の減額（災害減免法または所得税法第 111 条）
- （4）所得税の軽減免除等（災害減免法または所得税法第 72 条等）
- （5）住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第 41 条）
- （6）源泉所得税の徴収猶予または還付（災害減免法）
- （7）災害等により払い出した財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税措置（租税特別措置法施行令第 2 条の 25 第 2 項等）
- （8）ジュニア N I S A に係る非課税措置（租税特別措置法第 37 条の 14 第 2 項等）
- （9）災害により被害を受けた場合の法人税の特例（法人税法第 78 条等）
- （10）特定非常災害に係る消費税の届出等に関する特例（租税特別措置法第 86 条の 5）
- （11）契約書等に係る印紙税の非課税（租税特別措置法第 91 条の 2、第 91 条の 4）
- （12）被災自動車に係る自動車重量税の還付（租税特別措置法第 90 条の 15 第 2 項）
- （13）納税証明書の無料発行（国税通則法施行令第 42 条第 4 項）

※詳細はホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

●福岡国税局ホームページ（<http://www.nta.go.jp/fukuoka/>）

久留米税務署 Tel 0942-32-4461（自動音声案内に従い「2」を選択）

②平成 30 年分 給与所得の年末調整説明会

◇日 時 11月21日（水） 13時～15時30分

◇会 場 白壁ホール（うきは市文化会館）

◇対象者 うきは市・久留米市田主丸町の源泉徴収義務者

※年末調整関係書類は事前に送付しますので、説明会には必ず持参してください。

※消費税軽減税率制度に関する説明も行います。

●問合せ 久留米税務署 法人課税第 1 部門（源泉所得税担当）

Tel 0942-32-4461（自動音声に従い、「2」を選択）

